



社団法人日本福祉車両未来研究会

【ニュース】 2019_11_27

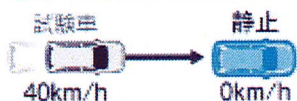
自動ブレーキ、新型車で義務化 2021年度にも 政府方針

義務づけられる 自動ブレーキの性能

おもな性能基準
※どれも衝突しないこと

1～3を試験
でクリアする
必要がある

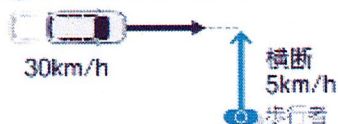
1 静止車両に対する試験



2 走行車両に対する試験



3 歩行者に対する試験



政府は、国内で販売される新車に衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）の取り付けを義務づける方針を固めた。歩行者に反応する自動ブレーキなど、国際基準を満たす性能を求める。新型の乗用車は早ければ2021年度から、既存の車種は、その数年後から義務づける方向で調整している。

高齢ドライバーによる事故が相次ぐなか、政府は2019年6月の緊急対策で、自動ブレーキの基準づくりと新車への義務づけについて、年内（2019年）にも結論を出す方針を示していた。国土交通省が定める告示を改め、新たな基準を書き込む予定だ。義務化で安全性が増す一方、メーカーの開発状況によっては販売価格が上がる可能性もある。

義務づけの対象になるのは、乗用車や軽自動車、軽トラックなど。乗用車以外についてもこれから時期を調整する。大型トラックやバスは2014年以降、自動ブレーキの取り付けが順次義務づけられている。

自動ブレーキの性能については、2019年6月に国連の専門部会で国際的な基準が決まった。

この基準では

- (1) 時速40キロで走行中、前に停車している車にぶつからずに止まる
- (2) 時速60キロで走っている時に、前を時速20キロで走る車にぶつからない
- (3) 時速30キロで走行中、時速5キロで前を横切る歩行者にぶつからずに止まる。

という3つの条件を備えることが求められる。

国内でも、昨年（2018年）3月に始まった自動ブレーキの性能認定制度がある。ただ、前方の車両に対する自動ブレーキ性能だけを定めたもので

- ▽ 時速50キロで走っている時に前方で停止している車にぶつからない、またはぶつかる時に20キロ以下になっている
- ▽ 時速50キロで走っていても前方を時速20キロで走っている車にぶつからない。

といった国際基準よりも緩い内容だった。

朝日新聞
DIGITAL

////////////////////////////////////
〒460 - 0006
愛知県名古屋市中区葵 1 丁目 27 番 3 号
 染木第 2 ビル 4 階 403 号室
社団法人日本福祉車両未来研究会
 電話 052 - 937 - 2941
 FAX 052 - 937 - 2940
 Mail info@294mirai.com
 <事務局 吉川 剛>
////////////////////////////////////

会員企業名
〒239-0842 横須賀市長沢6丁目30番4号 有限会社ヤマヨク保田商会 電話 046(849)3210 FAX 046(849)7147